## 議案第232号

福岡市健康づくりサポートセンター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年12月11日

福岡市長 髙 島 宗一郎

## 理由

この条例案を提出したのは、保健所の一元化に伴い、その執務場所を確保するため、健康 づくりサポートセンターの施設の一部を廃止する等の必要があるによる。

福岡市健康づくりサポートセンター条例の一部を改正する条例

福岡市健康づくりサポートセンター条例(平成6年福岡市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、講堂、コミュニティプラザ」及び「、展示室」を削る。

第4条第1項中「、講堂、コミュニティプラザ」を削る。

別表第2 1 ホール等使用料の表を次のように改める。

## 1 ホール使用料

区分	午前9時 から 正午まで	午後1時 から 午後5時 まで	午後6時 から 午後10時 まで	午前9時 から 午後5時 まで	午後1時 から 午後10時 まで	午前9時 から 午後10時 まで
ホール	5,500円	22,000円	27,500円	27,500円	49,500円	55,000円

別表第2 2 コミュニティプラザ使用料の表を削る。

別表第2 3 研修室等使用料の表中「3 研修室等使用料」を「2 研修室等使用料」に、

Γ	研修室A	円 1,200	円 2,250	円 2150	円 3,200	円 4,100	円 4,800
		1,200	2,250	2,150	3,200	4,100	4,800

研修室B	500	950	850	1,300	1,700	2,000	<i>_</i>
研修室C	500	950	850	1,300	1,700	2,000	を
研修室D	500	950	850	1,300	1,700	2,000	

Γ	研	修	室	円 500	円	円	円 1 200	円 1.700	円 2000	13
14)	11/1	沙	章 500 950 850	850	1,300	1,700	2,000	]		

改め、和室Aの項を削り、「和室B」を「和室A」に、「和室C」を「和室B」に改める。 別表第2備考第1項中「及び講堂」を削る。

## 附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2 3 研修室等使用料の表の改正規定(「3 研修室等使用料」を「2 研修室等使用料」に改める部分を除く。) 令和6年2月1日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和6年4月1日